平成３０年（フ）第１６９号
広島市安佐南区八木６丁目21番１―103号
破産者　和瀬　利史
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４号
山口市名田島239番地
破産者　原田　宏和
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
山口県萩市大字東田町120番地
破産者　吉村　卓也
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第３８号
山口県萩市大字椿東2848番地７
破産者　阿部　洋美
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成３０年（フ）第３３６号
福岡市博多区美野島３丁目16番３―308号
破産者　浦元　雄大
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８７号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番３―506号、前住所福岡市西区愛宕浜２丁目２番６―502号
破産者　大浦　信也
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４２２号
福岡市西区愛宕３丁目４番10―306号
破産者　坂木　健二
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６号
青森県八戸市大字八幡字下前田11番地21
破産者　金澤　智司
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
福島県郡山市富久山町久保田字中台35　泉田第３コーポ102、住民票上の住所福島県郡山市堤２丁目157番地の８
破産者　長谷川淳美
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2167番地４田中貸住宅Ｂ棟
破産者　半田千惠子
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
群馬県前橋市朝倉町４―12―２、住民票上の住所群馬県前橋市朝倉町４丁目12番地16
破産者　大谷　宗孝
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７７９号
横浜市金沢区釜利谷西３丁目45番８号、開始決定時の住所横浜市金沢区柴町365番地の２シーブリーズ金沢４棟306号
破産者　山崎　浩史
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２号
新潟県小千谷市大字西吉谷丙66番地
破産者　栁田　卓栄
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第４号
新潟県長岡市渡里町３番地38　リッツ　ツー305号室、前住所新潟県長岡市豊詰町219番地18
破産者　水澤　恒治
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
金沢市泉野町５丁目８番14号
破産者　山上　雅敏
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤ77―２、従前の住所石川県金沢市鳴和１丁目20番22号（メゾン鳴和・803号）　従々前の住所　石川県河北郡津幡町字太田ろ229番地２
破産者　麦谷　善文
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第４４８号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ５―202号、開始決定時の住所静岡市駿河区丸子５丁目８番30―１号
破産者　寺田　達生
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２８号
静岡市駿河区敷地２丁目10番20―102号
破産者　大淵　恭代
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事部